

感対第 320 号
令和 3 (2021) 年 9 月 9 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、1 日あたり 200 人を連日超えていた 8 月中下旬に比べれば減少しておりますが、全療養者数は依然として 1,000 人を上回り、高い水準となっています。その結果、病床使用率は 50% を超えて高止まりし、入院率は 20% 程度で推移するなど医療提供体制のひっ迫は継続し、自宅療養者等も 700 名程度と高止まりの状態が続いています。

また、各指標の警戒度レベルは、大半がステージ 4 レベルとなっており、引き続き危機的状況が続いている中、本県の緊急事態措置の期間が延長されたことから、本日開催した第 65 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県民・事業者に対する緊急事態措置区域としての要請等を継続することとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「栃木県における緊急事態措置」について周知していただきますようお願いいたします。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 〕